

フランス競争法 経済的従属関係の濫用規制、著しい不均衡規制について

～日本の優越的地位の濫用との比較～

2017年12月19日 15:00～16:30

講師：池田山総合法律事務所 弁護士 長尾 愛女 氏

1. フランス競争法における濫用規制の構造：3つの制度

①L.420-2 条 1 項「市場支配的地位の濫用規制」1963 年⇒市場支配力規制

②L.420-2 条 2 項「経済的従属関係の濫用規制」1986 年⇒相対的市場力規制

①と②は「反競争行為」であって競争侵害要件あり。⇒競争委員会による排除措置命令、制裁金賦課

③L.422-6 条 1 項 2 号「著しい不均衡規制」2008 年⇒取引上地位の不当利用規制

③は「競争制限行為」であって競争侵害要件なし。⇒経済担当大臣による民事過料、差止、条項無効、損害賠償提起。私人による損害賠償請求訴訟。

2. 市場支配的地位の濫用規制

(1) 垂直的濫用行為

- ・ 郵政公社による消費者向け荷物宅配分野における差別的取引事件（2011 年）
- ・ 医療情報データベース分野における販売拒絶事件（2014 年）
- ・ 海外県における携帯通信大手事業者及び子会社による排他条件付取引、通信料差別事件（2013 年）
- ・ 海外県における携帯通信大手事業者による通話料金の差別事件（2014 年）

(2) 水平的濫用行為

- ・ 海外県におけるヨーグルト製品分野の誹謗事件（2014 年）
- ・ スポーツ新聞分野における競争会社排除事件（2014 年）
- ・ 鉄道貨物輸送分野における競争会社の秘密情報利用事件（2014 年）

3. 経済的従属関係の濫用規制

(1) 行為者との取引に経済的・技術的に代替するような代替的解決方法がない場合に、経済的従属関係が認められる。

(2) EU 理事会規則 1/2003 号の 3 条 1 項で EU 競争法と加盟国競争法の適用併存を肯定、同 3 条 2 項で、カルテル規制の一致原則を採用するとともに、単独行為規制の加盟国競争法による厳格化を認める。また同 3 条 3 項で不正な取引方法規制、消費者保護法、不正競争保護法等について加盟国独自の立法を認めている。

(3) 大規模小売業者であるフランチャイザーによるフランチャイジーの搾取に対して、経済的従属関係の濫用規制を適用した。2011 年 12 月 16 日、フランス競争委員会審決「カルフル事件」

(4) 需要者主導型：

農業協同組合がリンゴ生産者組合との取引を中止した事例では経済的従属関係の濫用が否定され、観光事業者が観光出版事業者の出版物の配置を拒否した事例でも経済的従属関係の濫用が否定された。一方広告メディア事業者が広告事業者 Carat による掲載中止で経済的従属関係が肯定された。

(5) 供給者主導者型：

血液製剤供給団体が血液製剤メーカーとの協定を拒否したことをもって経済的従属関係の濫用が肯定された。

4. 著しい不均衡規制

(1) 消費法典及び EU 濫用条項指令の影響を受けて、著しい不均衡と言う概念により、消費者 - 小売事業者 - 納入事業者の関係を統一的に理解する視点がある。

(2) 当事者間の権利義務において著しい不均衡があり、且つ従わせ、又は従わせようとする従属性要件があること。

(3) 適用例として食品、家電、家具などの上位小売業者があり、購買力規制に有効であることが実証されつつある。

(4) フランス競争法の著しい不均衡規制は EU 競争法における規制を主導する可能性がある。

5. 日本の優越的地位の濫用規制との比較検討

(1) 日本の優越的地位濫用は、①取引相手との相対的優越性であって、競争者との関係で優越性がある必要はない。②公正競争阻害性は自由競争基盤の侵害にある。

(2) フランスの著しい不均衡規制には競争侵害要件はない。

(3) フランスの取引当事者の経済的な不均衡の形成、契約全体の経済性欠如を基準とする考え方に、自由競争基盤の侵害に近接した発想があると思われる。

(4) フランス・日本の比較を纏めると次の通り。

	地位要件	濫用性要件	競争侵害要件	個別取引における経済的不均衡性
市場支配的地位の濫用規制	市場支配的地位	あり	市場競争阻害	なし
経済的従属関係の濫用規制	経済的従属関係 【代替性なし】	あり	個別競争阻害	なし
著しい不均衡規制	従属性	権利義務不均衡	なし	考慮する
優越的地位の濫用	優越的地位	公正競争阻害性	同左	考慮され得る

以上